### ◎青少年による性風俗関連特殊営業の利用を 条例施行規則 誘発する行為等の規制に関する

2

平成十四年二月十五日 規則第二号

### (趣旨)

第一条 この規則は、青少年による性風俗関連特殊営業の利用を誘 発する行為等の規制に関する条例(平成十三年岩手県条例第七十 六号。以下「条例」という。)の実施に関し必要な事項を定める ものとする。

# (利用カード販売等の開始の届出)

- 第二条 条例第三条第一項の規定による届出は、利用カード販売等 開始届出書(様式第一号)により行わなければならない。
- に掲げるものとする。 条例第三条第一項第四号の公安委員会規則で定める事項は、次

4

- 合にあっては、本籍及び生年月日 ・利用カード販売等を業として行おうとする者が個人である場
- 合にあっては、代表者の住所、本籍及び生年月日並びに役員(代 表者を除く。)の氏名、住所、 ・利用カード販売等を業として行おうとする者が法人である場 本籍及び生年月日
- 無店舗型電話異性紹介営業に係る広告又は宣伝を行う場合に当 該営業を示すものとして使用する呼称 販売する利用カード又は識別番号等で利用することができる
- ・利用カード販売等の形態
- ・利用カード販売所等の構造及び設備の概要
- ・利用カード販売所等の電話番号
- ・利用カード販売等の開始予定年月日
- 及び生年月日 という。)を置く場合にあっては、その者の氏名、 利用カード販売所等における業務の実施を統括管理する者 (利用カード販売等業者である者を除く。以下「統括管理者」 住所、本籍
- 利用カード販売等を業として行おうとする者以外の者の所有 名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所 おうとする場合にあっては、当該土地又は建物の所有者の氏 に係る土地又は建物において利用カード販売等を業として行

(利用カード販売所等の廃止等の届出)

第三条 条例第三条第二項の規定による届出は、利用カード販売所 等廃止届出書(様式第二号)又は利用カード販売等変更届出書(様

式第三号)により行わなければならない。 (警察職員の身分を示す証明書)

身分証明書(様式第四号)とする。

条例第十条第三項に規定する警察職員の身分を示す証明

足りるものとする。 安委員会規則第四号)に規定する警察手帳を関係者に提示すれば 前項の身分証明書に代えて、警察手帳規則(昭和二十九年国家公 をしようとする場合において、やむを得ない事情があるときは、 警察官は、条例第十条第二項の規定に基づき立入調査又は質問

## (提出書類の部数等)

出の部数は正副二通とする。 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届

- 察署長を経由しなければならない。 は、当該届出書に係る利用カード販売所等の所在地を管轄する警 条例及びこの規則の規定により公安委員会に提出する届出書
- ード販売所等のいずれかの所在地を管轄する警察署長を経由し 書を提出するときは、前項の規定にかかわらず、これらの利用カ て提出すれば足りるものとする。 公安委員会に同時に二以上の利用カード販売所等に係る届出
- ずれか一通に添付するものとする。 ととしている書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当 該同一の内容となる書類については、一部をこれらの届出書のい 前項の届出をする場合において、これらの届出書に添付するこ

#### 附

2 1

- この規則は、平成十四年四月一日から施行する。
- 岩手県公安委員会規則第七号)は、廃止する。 テレホンクラブ等営業の規制に関する条例施行規則(平成八年